

山県市内で土木工事等を行う予定のある方へ(埋蔵文化財の取扱い)

令和3年9月

①対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)ですか？

※山県市教育委員会生涯学習課文化財調査室(以下「生涯学習課」という。)にお問い合わせください。

遺跡の
範囲外

手続きは必要ありません。

※工事中に文化財と思われる物を発見された場合は、生涯学習課までご連絡ください。

遺跡の範囲内

②対象地で土地を発掘する工事を行う前に「埋蔵文化財発掘の届出」の提出をお願いします。(文化財保護法第93条第1項に基づく)

提出書類(各2部)

・埋蔵文化財発掘の届出・別記・位置図・工事概要を示す図面

※詳細は生涯学習課までお問い合わせください。
※工事の着手60日前までにご提出ください。
※建物解体・擁壁工事等も土地を掘る工事になります。

対象地の地下の様子がわからない場合は、試掘調査をお願いします。

- ・通常(住宅建設の場合)は約1m×3mの範囲、深さ1.5mを重機で掘ります。
※影響する面積が広い場合はこの限りではありません。
- ・試掘調査にかかる費用(重機・作業員人件費)は市が負担します。
- ・掘削箇所の確認のため、当日または事前に現地立会をお願いします。

提出書類(1部) ・発掘調査承諾書

「埋蔵文化財発掘の届出」に、試掘調査などの土地の地下情報を添付して岐阜県に提出します。

③岐阜県(文化伝承課)から指示が出ます。 ※指示内容をご連絡するまで工事着工はお待ちください。

慎重工事

慎重に工事を行っていただければ問題ありません。ただし工事中に文化財と思われるものを発見された場合は、生涯学習課までご連絡ください。

工事立会

地面を掘削する工事に職員が立ち会います。日程が決まりましたら、生涯学習課までご連絡ください。
※日程調整にご協力ください。

発掘調査

工事前に遺跡の記録保存のための発掘調査を実施していただくことになります。生涯学習課と協議をお願いします。

届出の問い合わせ先

山県市教育委員会
生涯学習課 文化財調査室

電話 0581-32-9008

FAX 0581-22-6851

E-mail shogai@city.gifu-yamagata.lg.jp